

幼稚園・保育園等に関する手続きのご案内

※保育園・認定こども園・小規模保育施設に入園している方※ (子どものための教育・保育給付認定を受けている方)

住民票異動月の月末で、原則として退園となります。
速やかに、『**保育実施解除届**』を提出してください。
用紙は在籍している保育園またはこどもみらい課にあります。

※転出後も引き続き高根沢町内の保育園を通いたい場合、保育を必要とする理由がなくなる場合
に限り、転出した年度の末日まで在園を認めます。希望する場合は、在籍園およびこどもみらい
課へご連絡ください。

※転出後、**転出先自治体で保育園の利用希望の手続きが必要**です。(自治体によっては、利用希望
を受付けできない場合もございます。必要書類や締切日等も含め、転出先自治体に**事前**にご確認く
ださい。)

※保育料や副食費について未納がある場合は、別途ご連絡いたします。

※幼稚園（新制度未移行、私学助成）へ入園している方※ (子育てのための施設等利用給付認定を受けている方)

幼稚園無償化に伴う施設等利用給付認定は、居住している自治体での手続きが必要なため、転出入
の際は**必ず在園幼稚園に連絡のうえ**、こどもみらい課にも事前にご連絡ください。

高根沢町から他の自治体に転出される時は、**転出先自治体（幼稚園担当課）での申請手続きが必要**
になります。転出先自治体へ認定申請について確認し、必要書類を添付のうえ、速やかに申請手
続きをすすめてください。

原則として、転出が確定された時点から、転出後の自治体において**日割りでの給付対象**となります。
転出先の自治体によって、必要書類や手続きの締切日等が異なりますので、必ず前もって確認して
ください。手続きが完了し、認定を受けてからでないと、無償化されませんのでご注意ください。

※自治体での手続きのほか、幼稚園を退園（転園）する場合は、在籍している幼稚園でも手続きが
必要となる場合があります。幼稚園にも必ず確認してください。



手続きが完了するまで無償化の対象となることができませんのでご注意ください！
上記以外の認可外施設（教育類似施設等）に入所している場合など
そのほかのご不明点は、こどもみらい課までご連絡ください。